

## のぞみの園における個人情報保護に関する基本方針

平成17年4月1日 基準第 74号  
改正 平成23年4月1日 基準第138号  
平成25年4月1日 基準第162号

### 第1. 基本方針

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、人格尊重の理念に基づき、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、且つ、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、利用者等の個人情報の保護を図るものとする。

### 第2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際しては利用目的を特定する旨を通知しまたは公表し、利用目的にしたがって適切に収集、利用、提供を行うものとする。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るものとする。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行うものとする。

### 第3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育研修等を行うものとする。
- (2) 個人情報保護の取組みが適切に実施されるよう、必要に応じて評価等を行い、継続的な改善に努めるものとする。

#### 第4．個人情報保護に関する問い合わせ等窓口

当法人が保有する個人情報についての質問や問い合わせ、或いは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、総務部総務課総務係を窓口とする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

## 別添1

### 「のぞみの園」における個人情報の取扱い等について（概略）

#### I 基本的事項

##### 1. 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」とは；

- 個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、独立行政法人等（※）が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールと本人の関与の仕組みを定めた法律です。

※：「等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人を指します。

- 平成17年4月1日から、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」が全面施行されるとともに、国の行政機関を対象とする「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」および独立行政法人等を対象とする「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」が、施行されています。
- 民間の社会福祉法人等の団体や企業等の事業者は、「個人情報の保護に関する法律」が適用されます。
- この法律では、独立行政法人等が組織的に保有しているすべての個人情報が保護の対象となります。

##### 2. 「個人情報」とは；

- 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日などにより、個人が誰であるかを識別することができる情報をいいます。

個人の身体、財産などの属性に関する情報も、氏名などと一体となっていれば「個人情報」に当たります。顔写真は、これにより特定の個人が識別できるものであれば、個人情報に当たります。

また、氏名の情報などがなく、一見して個人が識別できないような情報であっても、例えば番号などを介して他の情報と照合することによって個人が識別できるものも「個人情報」に当たります。

##### 【個人情報が含まれる法人文書の例示】

###### <利用者関係>

個別支援計画、利用者名簿、利用者カード（生育歴、身体状況、家族の状況など）、個人調査表、ケース記録、ケースカンファレンス実施結果、年金関係書類、サービス利用契約書

#### <役職員関係>

履歴・家族の状況等の書類、人事記録、家族の状況、給与関係書類、社会保険・労働保険関係書類、福利厚生関係書類 等

#### <その他>

診療記録（いわゆるカルテ）、診療報酬請求明細書、看護記録、心理診断関係、エックス線写真、処方箋、ボランティア関係書類、研修・実習関係書類 等

### 3. 「個人情報ファイル」とは；

- 「個人情報ファイル」とは、一定の事務を達成するために、特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した、**保有個人情報を含む情報の集合物**です。

したがって、保有個人情報の集合物（書類）であっても、申請の受付順など時系列で整理されているものは個人情報ファイルとは言えず、特定の個人に着目した検索が容易にできるよう人名を五十音順に整理したり、目次などが付されているものが個人情報ファイルに該当します。

- 「個人情報ファイル」には、①**電子計算機を用いて検索できるもの**（電算処理ファイル）と、②**カルテのように手作業で容易に検索できるもの**（マニュアル処理ファイル）があります。

## II 保有個人情報の取扱い

### 1. 保有の制限について

- 個人情報の保有に当たっては、利用目的を明確にしなければなりません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

### 2. 利用目的の明示について

- 本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、利用目的を明示（本人の同意を含む。）しなければなりません。
- したがって、調査やアンケート等を実施する場合には、使途・目的や発表の方法などを明確にする必要があります。（ただし、法令等により許容されている場合は、除かれます。）

### 3. 利用および提供の制限について

- 原則として、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはなりません。

#### 4. 正確性の確保について

- 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有している個人情報に過去または現在の事実と合致するように努めなければなりません。

#### 5. 安全確保の措置について

- 保有している個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- すなわち、のぞみの園が保有する個人情報（利用者に係るもの及び役職員等に係るもの）については、善良な管理及び注意義務をもって、保護管理するものとし、個人の氏名、生年月日、家族調書、連絡先、病歴等について、個人の権利利益に係る情報の保護に努めなければなりません。

#### 6. 役職員等の義務について

- 役職員等（非常勤職員を含む。）は、業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。
- なお、この個人情報を故意等により漏えいした者は、法による処罰の他、のぞみの園就業規則第5条の規定に基づき、処罰の対象となることもあります。

#### 7. 法に基づく罰則規定について

- 個人の秘密が記録された電子計算機処理の個人情報ファイル（個人情報のデータベース）を正当な理由がないのに提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。
- 業務に関して知り得た保有個人情報を自己または第三者の不正な利益を図る目的で提供または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。
- 個人の秘密が記録された文書、図画または電磁的記録を、職務上の立場を濫用して、もっぱら職務の用以外の用で収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。

### Ⅲ 保有する個人情報の適正な取扱いを担保する本人関与の仕組み

#### 1. 開示請求制度について

- 開示請求できる保有個人情報は、「のぞみの園」の役職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に用いるものとして保有している文書、図面及び電磁的記録（情報公開法第2条第2項に規定する

法人文書)に記録されているもの(以下「保有個人情報」という。)が対象となります。

- 開示請求できる人は、本人(または法定代理人)です。開示請求をしようとする人は、「のぞみの園」に対して、当該本人の保有個人情報の開示を請求することができます。
- 開示請求の手続き等は、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園個人情報開示等規程(平成17年4月1日、規程第41号)」(以下、「開示等規程」という。)に定めてありますので、ご覧下さい。
- 開示・不開示決定は、原則として、開示請求書を受理した日から30日以内に行われ、書面で通知されます。  
なお、「のぞみの園」は、不開示情報が記録されている場合を除いて、保有個人情報を開示しなくてはならないこととされています。
- 保有個人情報の開示の実施方法は、保有個人情報の写し、電磁媒体及び閲覧等による交付方法があります。  
具体的な方法等は、開示等規程に定めてありますので、ご覧下さい。

## 2. 訂正請求制度について

- 誰でも、開示を受けた保有個人情報について、内容が事実でないと思うときは、その訂正を請求することができます。
- 訂正請求の手続き等は、開示等規程に定めてありますので、ご覧下さい。

## 3. 利用停止請求制度について

- 誰でも、開示を受けた個人情報について、不適法な取得、利用または提供が行われていると思うときは、利用の停止を請求することができます。
- 利用停止請求の手続き等は、開示等規程に定めてありますので、ご覧下さい。

## 4. 異議申立てについて

- 不開示決定、一部開示決定等に不服がある場合には、「のぞみの園」の理事長に対して、異議申立てを行うことができます。
- 「のぞみの園」の理事長は、異議申立てがあったときは、その内容によっては情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、諮問に対する答申を受けて、異議申立てに対する決定を行います。

## 5. 開示請求等の窓口について

- 個人情報保護に関する制度の仕組みや開示請求手続等に関する相談、問合せに対する窓口は、総務部総務課総務係が担当しています。

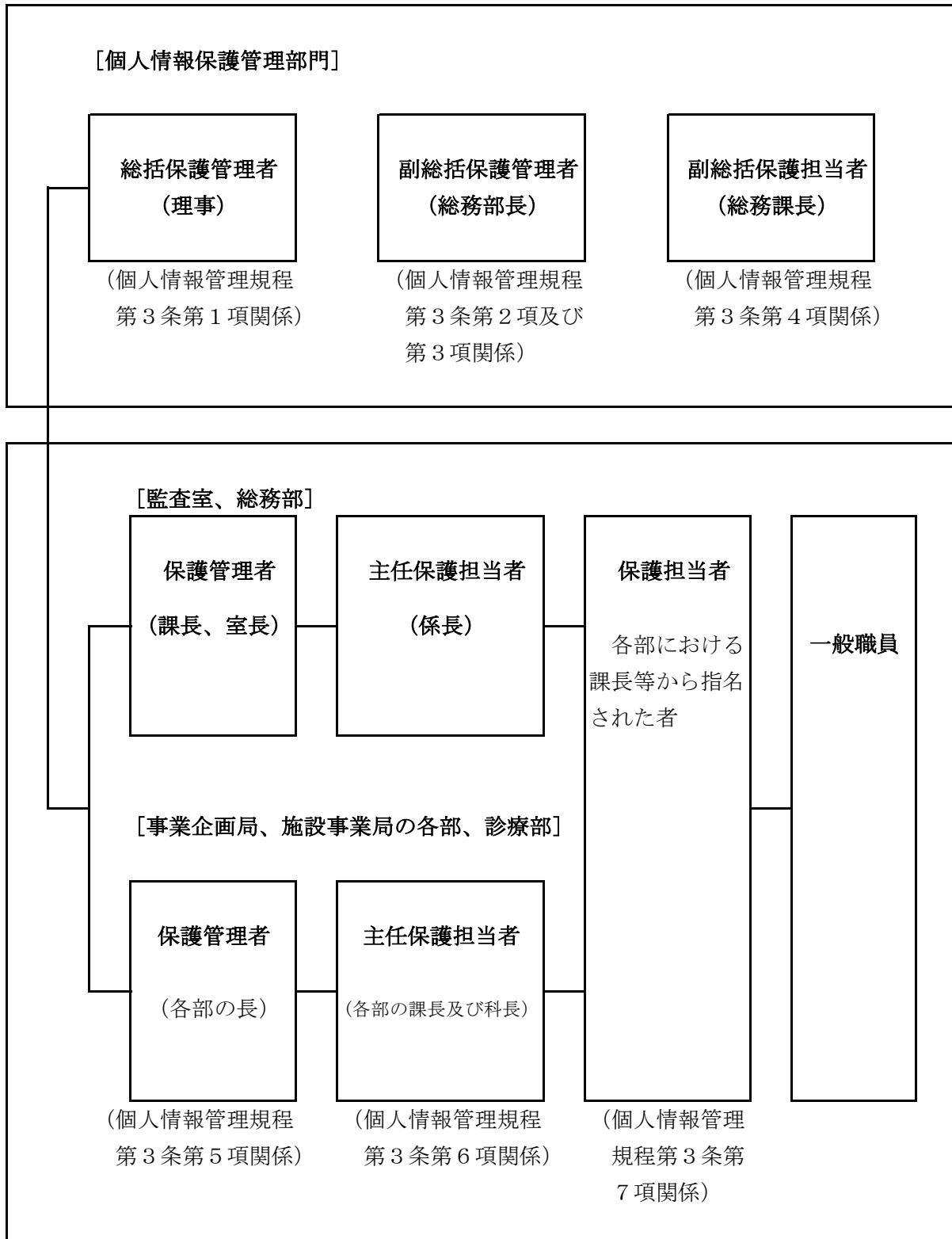
#### IV 保有している個人情報についての情報提供

##### 個人情報ファイル簿の公表について

- 独立行政法人等は、個人情報ファイルのうち、専ら職員の人事、給与等に関する事項を記録するもの等、法により適用除外とされているものを除き、名称、利用目的、記録項目、収集方法など、個人情報ファイルの「あらまし」を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされています。

のぞみの園では、個人情報ファイル簿を総務部総務課に備えて一般の閲覧に供することとしています。

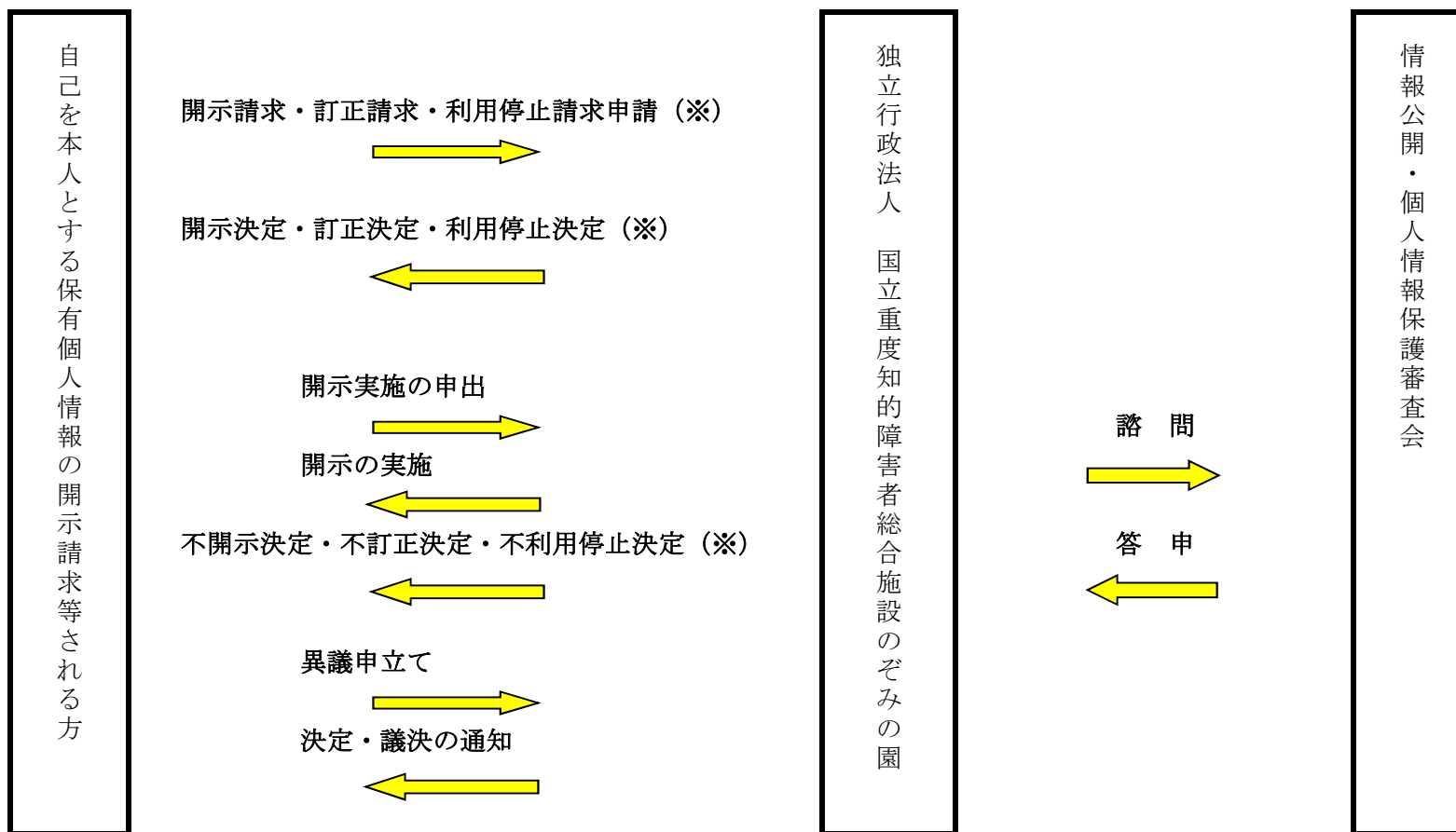
### 保有個人情報の管理に関する事務の組織図





### 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の 保有する個人情報の開示請求申請等の流れ

6



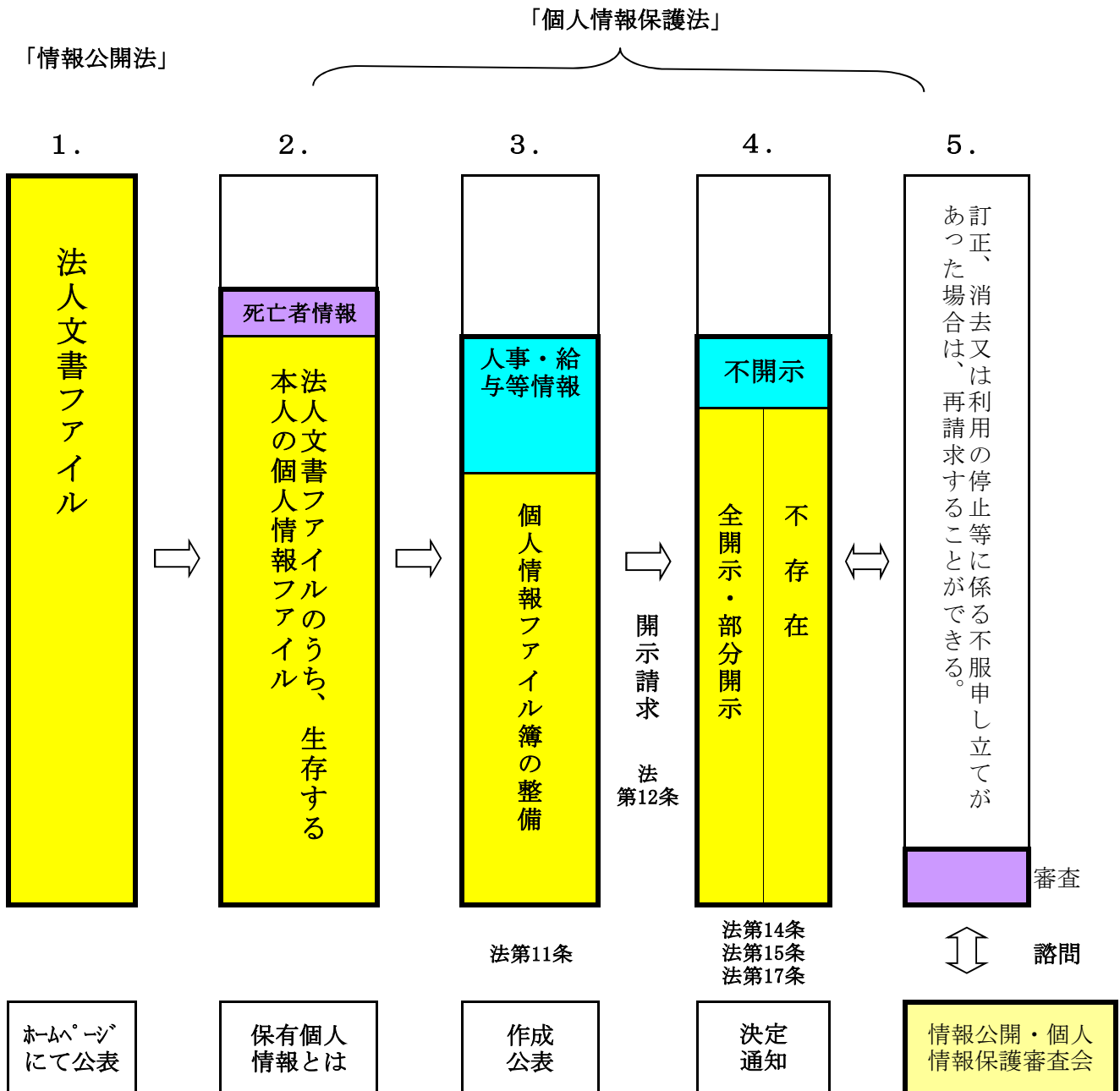
(※) 訂正及び利用停止に係る手続きは開示を受けた保有個人情報に対して請求することができます。

別紙 3

国立のぞみの園個人情報保護関係図 (イメージ)

[概要]

1. 情報公開法に基づく法人文書ファイルは、ホームページにて公表済
2. 個人情報とは、法人文書ファイルのうちの生存する本人に係る情報ファイルである。
3. 個人情報ファイルのうち、主に人事・給与に係る部分を除いたファイル簿を作成、公表。
4. 開示請求があった場合は、不開示、不存在情報を除き、開示する。
5. 開示決定に不服等があった場合は、のぞみの園に対し、再請求等することができる。



法第42条の規定により、不服審査の諮問をすることができる。

## 開示請求・訂正請求・利用停止請求申請に必要な書類

### 1 個人情報開示請求書（様式第1号）には

- (1) 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）を提出、又は提示が必要です。
- (2) 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る運転免許証、旅券、健康保険証等の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示が必要です。

### 2 個人情報訂正請求書（様式第10号）には

- (1) 請求の際は、個人情報開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提出、又は提示が必要です。
- (2) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料の提出、又は提示が必要です。
- (3) 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）を提出、又は提示が必要です。
- (4) 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る運転免許証、旅券、健康保険証等の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示が必要です。

### 3 個人情報利用停止請求書（様式第13号）には

- (1) 請求の際は、自己情報の開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提出又は提示が必要です。
- (2) 利用停止を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料の提出、又は提示が必要です。
- (3) 請求の際は、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）を提出、又は提示が必要です。
- (4) 法定代理人による請求の場合は、法定代理人に係る運転免許証、旅券、健康保険証等の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出、又は提示が必要です。

## 個人情報ファイル簿（様式例）

個人情報ファイルの名称	例：入所者カード	
独立行政法人の名称	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
個人情報ファイルを利用する組織	例：生活支援部〇〇課（〇〇寮）	
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目	1 氏名          2 生年月日    3 性別    4 住所    5 連絡先 6 身体障害の有無、程度    7 入所前状況          8 本籍地 9 知能指数    10 医学的分類コード    11 医学的分類明記事項 12 扶養義務者    13 扶養義務者の住所、緊急連絡先 14 家族状況    15 その他	
記録範囲	のぞみの園入所利用者	
記録情報の収集方法	関係機関からの引き継ぎ等	
記録情報の経常的提供先	例：地域支援部地域移行課	
開示請求等を受理する組織の名称等	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 総務部総務課 〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続き等	自己を本人とする保有個人情報において、内容が事実でないと思料するときは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第27条又は第36条の規定により、訂正又は利用停止請求をすることができる。	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第9条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

(外部配付用)

平成 年 月 日

のぞみの園をご利用のみなさんへ

独立行政法人  
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

## 「のぞみの園」における個人情報保護に関する基本方針

### 第1. 基本方針

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(略称:のぞみの園)は、人格尊重の理念に基づき、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、且つ、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「独立行政法人等個人情報保護法」という。)等の関係法令を遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。

### 第2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際しては利用目的を特定する旨を通知しまたは公表し、利用目的にしたがって適切に収集、利用、提供をいたします。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

### 第3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育研修等を行います。
- (2) 個人情報保護の取組みが適切に実施されるよう、必要に応じて評価等を行い、継続的な改善に努めます。

### 第4. 個人情報保護に関するお問い合わせ等窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、或いは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、以下の窓口でお受けいたします。

- ・ 総務部総務課総務係  
電話 027-320-1309